

学校等におけるいじめの発生状況等の効果的な公表に関する事例

～いじめ根絶に向けての保護者や地域住民との情報共有のために～

平成 28 年 2 月 北海道教育委員会



学校や教育委員会においては、次に示す条例や方針等を踏まえ、児童生徒やその保護者に対し、いじめの状況やいじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度等について広報・啓発活動に努めることが大切です。

ここでは、学校等におけるいじめの発生状況等の効果的な公表事例について紹介します。

□ 「北海道いじめの防止等に関する条例」第 20 条

「道は、いじめの実態及びその傾向、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。」

□ 「北海道いじめ防止基本方針」

「2 学校の設置者が実施すべき施策」「(7) 啓発活動」

「いじめの実態やその傾向、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響について、広報・啓発活動を行います。」

□ 「いじめの未然防止、早期発見・早期解消に向けた取組の一層の充実について」 (平成 27 年 2 月 9 日付け教生学第 1018 号通知)

「いじめの防止等のための取組に係る学校評価結果については、学校のホームページや学校通信等により公表するとともに、学校評価項目や観点を工夫し、評価の結果を踏まえ、いじめ根絶に向けた取組の改善・充実に取り組むこと。」

◆ 事例1 「いじめアンケート結果の公表」

【取組の特徴】

- いじめアンケートの結果や防止策の公表によるいじめ根絶に向けた学校と家庭との連携強化

【取組の概要】

当該学校では、いじめの未然防止に向けた学校の取組や、いじめが起こった場合の対応等について、年度当初だけではなく、いじめアンケートの結果を集計した際に、改めて保護者に公表することにより、保護者からの理解を得て、家庭との連携強化を図っている。

「いじめの問題への対応について」(保護者あて文書)における公表例

保護者の皆さんへ
いじめの問題への対応について

1 いじめに関するアンケート調査（平成27年11月）について
(1) 本校生のいじめに対する考え方の状況
アンケート調査では毎回次の質問項目の集計を行っています。

① 「いじめに関するアンケート調査について」
・課題となるアンケートの結果をグラフ等で分かりやすく示す。
・いじめを見逃したり、見て見ぬ振りをしてしまうという子どもがいたことを公表する。

② 「今後の取組」
・現状における課題及び課題を受けた学校の取組を示す。
・学校の具体的な取組例として、「ほメッセ」(右)「ほめポスト」(左)の取組を紹介する。

③ 「いじめを受けたり気付いたりした場合は…」
・生徒から相談があつたり気付いたりした場合は連絡するよう保護者へ周知

④ 「本校の取組について」
・「学校いじめ防止基本方針」及び学校と生徒主体の取組内容について、学校のWeb ページに公開していることの周知

本校生の回答の状況は以下のようになっています。

「いじめはどんな理由があっても許されない」と思っている生徒は全道平均より多くなっていますが、一方で、「そう思わない」という生徒も少なくないという実態です。

他者との違いを理解すること、受け入れること、その上で感情を続けるようになることで、ホームページや行事等の特別活動を通して引き続き取り組んでまいります。

いじめについての詳しい考え方方は、学校だけで育むのではありません。ご家庭で、機会があるごとにお子様と話していただきましょう、ご協力をお願いします。

② 今回の結果から
今回も無記入式で実施しました。いじめの有無について、「いじめられている」という回答がありました。記入してくれた生徒がわかった場合は個別面談により様子を開き、気持ちを読みながら、引き続き次回は中心に連絡会議で対応してまいります。

③ いじめを受けたり気付いたりした場合は…
およそ 5 人に 1 人がいじめられたときに「誰にも相談しない」と回答しています。生徒の皆さんが高いじめを受けたり気付いたりした場合は、ためらわずに、保護者や担任・部顧問等の相談しやすい教員に伝えて下さい。北海道教育委員会等の相談電話でもかまいません。

保護者の皆さん、お子様から相談があった場合には、遠慮なく学校へお知らせ下さい。学校では、申し出てくれた人の秘密を守りながら、解消に向けて一緒に取り組んでいきますので、安心して相談していただけようお願いします。

本校の「いじめ」
http://www.hokkaido.lg.jp/bk/ssa/ijime_model/program.htm
北海道教育委員会「いじめ未然防止モデルプログラム」のページ
http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/bk/ssa/ijime_model/program.htm
北海道教育委員会「子ども相談支援センター」(無料: 24 時間受付)
0120-3882-6

◆ 事例2 「学校だより」によるいじめ根絶に向けた取組の公表

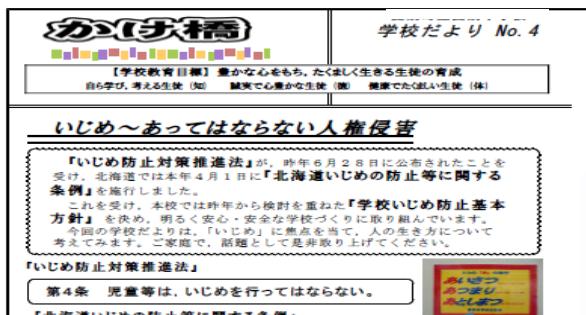
【取組の特徴】

- いじめ根絶に向けた学校と地域が一体となった取組の推進

いじめに関する基本的な考え方についての情報提供

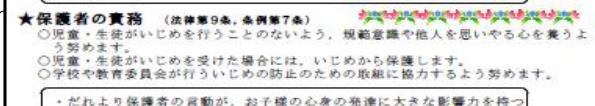
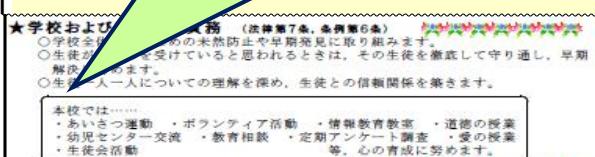
【取組の概要】

当該学校では、「いじめ防止対策推進法」や「北海道いじめの防止等に関する条例」の施行を受け、「学校いじめ防止基本方針」を制定したことを大きく取り上げ、いじめについての基本的な考え方や、学校及び保護者の責務について具体的な説明を行うことにより、いじめに関する共通理解を図っている。



学校全体で守りたい基本的な生活習慣について、分かりやすく「3つのあ」（あいさつ、あつまり、あとしまつ）として示している。

「学校だより」に「学校いじめ防止基本方針」の内容を踏まえ、あいさつ運動や教育相談、アンケートの実施など、学校及び教職員の責務を示すとともに、理解を促した。



【「〇〇中学校 学校だより」より抜粋】

◆ 事例3 「学校評価」等を活用したいじめの状況等の公表

【取組の特徴】

- 学校評価やいじめに関するアンケート等の公表による家庭との連携強化

保護者あて文書による公表

2 いじめに関するアンケート調査（平成27年5月）について
北海道教育委員会の様式に従い、無記名式で実施しました。このためアンケートの目的はいじめの被害者や加害者を直接特定するのではなく、いじめの状況を把握し未然防止の取組を改善していくことになります。
今回の調査では「今もいじめられている」という回答は無く、生徒たちの日常は概ね落ち着いていると考えられます。また、友人がいじめられているのを見たり聞いたことがあるとの回答については、担任等が慎重に担当していますが、今どろ深刻な状況はないと判断しています。
本校としてはこの結果に安心することなく、いじめはいつでも起こりうるとの認識に立ち、今後も慎重に生徒たちを見守ってまいります。

参考 アンケートの結果から	●「今もいじめられている」 0件	年次・担任により引き続き状況の把握を行っていますが、今のところ深刻な状況はありません。今後も注意していきます。
●「いじめられたとき誰に相談するか」	学校の先生 210 父母 192 兄弟姉妹 57 電話相談 7 その他 82	「誰にも相談しない」との回答が多く、心配な状況です。
●「いじめはどんな理由があっても許されないことだとと思うか」	そう思う 291 そう思わない 31 よくわからない 79	「そう思わない」、「わからない」との回答が多くあり、いじめは人権侵害との意識を高める必要があると考えています。

当該学校では、文書によりいじめアンケート結果の公表を行うほか、校内の「いじめ防止対策委員会」において、いじめアンケートや教育相談結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止策を構築するとともに、年間数回実施する学校評価アンケートを基に検証を行い、改善策を検討している。

学校評価による公表

「さまでしたが、外からの不審者の対処など、生徒の安全確保に努めていると思いますか。」
「学校は、「年間4回のいじめに関する実態調査」「個人面談」「HR指導」などを通し、他者を思いやる心の育成やいじめの未然防止に努めていると思いますか。」
「生徒は学習に熱心に取り組んでいると思いますか。」

学校評議委員会に報告



当該学校では、学校評議員会では、「学校いじめ防止基本方針」を公表していることを受けて、いじめの発生状況等について報告し、学校評議員から意見をいただいている。

学校評議員会で出された意見を踏まえ、校内のいじめ対策委員会で取組状況の点検を行い、対応が遅れた点等について反省を行った。その反省を踏まえ、全教職員を対象にした校内研修を行い、「学校いじめ防止基本方針」や対応について理解を深めた結果、教員間で意識のズレがなくなった。